



半田市立半田病院・常滑市民病院統合会議設置に関する協定書

(設 置)

第1条 「常滑市・半田市医療提供体制等協議会報告書」で提言された事項を解決し、「半田市と常滑市の病院連携協議に関する合意書」及び「半田市と常滑市の病院連携協議に関する確認書」に基づき、半田市立半田病院と常滑市民病院（以下「両病院」という。）の診療統合及び経営統合を実現するため、半田市立半田病院・常滑市民病院統合会議（以下「統合会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 統合会議においては、次に掲げる事項を取り扱うものとする。

- (1) 両病院の診療統合に関すること。
- (2) 両病院の経営統合に関すること。
- (3) その他、「常滑市・半田市医療提供体制等協議会報告書」で提言された事項に関すること。

(組 織)

第3条 統合会議は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 半田市及び常滑市（以下「両市」という。）の市長
 - (2) 両病院長
 - (3) 医療関係者
 - (4) その他両市長が必要と認める者
- 2 委員の定数は、10名以内とする。
- 3 委員の任期は、統合会議設置の日から統合会議の目的が達成されたときまでとする。
ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 統合会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 統合会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 統合会議の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(調整会議の設置及び組織)

第6条 統合会議の補助機関として、統合調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

- 2 調整会議は、両病院の診療統合及び経営統合に向けた具体的な方策について、必要な事項の調整等を行う。
- 3 調整会議は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 両市副市長
 - (2) 両病院長
 - (3) 第11項に規定する診療統合部会長及び副部会長
 - (4) 第11項に規定する経営統合部会長及び副部会長
 - (5) その他両市長が必要と認める者
- 4 委員の定数は、10名以内とする。
- 5 委員の任期は、調整会議設置の日から調整会議の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 調整会議に座長及び副座長を置き、統合会議が指名する。
- 7 調整会議の会議は、座長が必要に応じて委員を招集し、その議長となる。
- 8 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 9 調整会議の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 10 座長は、必要があると認めるときは、調整会議に関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 11 調整会議には、診療統合に関する検討を行う機関として診療統合部会を置き、経営統合に関する検討を行う機関として経営統合部会を置くこととし、それら部会員並びに部会長及び副部会長については、座長が指名する。

(庶務)

第7条 統合会議及び調整会議の庶務は、半田市立半田病院事務局管理課及び常滑市民病院事務局管理課において処理する。

(その他)

第8条 この協定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長及び座長がそれぞれの会議に諮って定める。

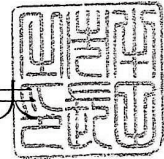
第9条 平成30年6月1日締結の「常滑市・半田市医療提供体制等協議会設置に関する協定書」については廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年5月20日

半田市長

榊原純夫



常滑市長

伊藤辰矢

